平成２１年（フ）第２５７号
宮崎県小林市大字細野2088番地16
債務者　宇都かよ子（旧姓榎園）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第５９号
沖縄県名護市大南２丁目１番48号
債務者　大城　生也
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第３５４号
兵庫県明石市東朝霧丘26―16―101
債務者　村上　修一
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
兵庫県明石市二見町西二見44―５―111
債務者　安東　由美（旧姓向江）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
兵庫県明石市東山町2808―７
債務者　齋藤　弥生
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
神戸市西区井吹台東町４丁目18番地10―304号、旧住所神戸市須磨区東町２丁目１番６―306号
債務者　仲田　愼吾
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
神戸市西区王塚台４丁目57番地県営玉津王塚鉄筋６号棟405号
債務者　伊藤ミサエ
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
兵庫県明石市硯町３丁目５―２―214
債務者　上杉　重行
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４５４号
神戸市西区枝吉５丁目56―１―302
債務者　川上　利子（旧姓伊豫本）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
神戸市西区今寺31―１―102
債務者　望月みさと
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
兵庫県洲本市五色町鳥飼浦2599番地564、前住所兵庫県西宮市甲子園四番町13番７―302号
債務者　西川　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６３号
富山市中布目368番地
債務者　柳澤　幸雄
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１５号
富山市向新庄町５丁目７番34―206号　セゾンハイム、前住所富山市八尾町福島４丁目69番地　エトワール八尾202号
債務者　橋本　英輝
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１７号
富山市犬島１丁目４番６号
債務者　栗山　初子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２４号
富山県滑川市菰原43番地31、住民票上の住所富山県魚津市寿町２番46号
債務者　會田喜代子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４０号
北九州市戸畑区新池１丁目11番24―812号
債務者　船本　　寛
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７１５号
大分市大字関園814番地の５
債務者　下川　正夫
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係